補助金で暮らしをサポート

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ

■公共下水道が使用できる地域の人へ排水設備の設置費用補助

対東・西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、桜町、門田町、平原一・二・三・四丁目、山波町、東尾道、高須町、御調町

補助内容　供用開始後、３年以内に公共下水道に接続工事をする場合、設置費用の一部を補助

※接続工事は、尾道市公共下水道排水設備指定工事店でなければ行うことができません。

※一部の地域は、未供用部分や整備区域外があります。

補助金額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から１年経過後２年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から２年経過後３年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

■次に該当する場合は、補助金交付の対象外です。

・市税や市の各種徴収金等を滞納している場合

・当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合

・認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合

・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築および増築工事を施工する場合

申問下水道課(☎0848－38－9232)

■小型浄化槽設置整備事業補助金

対○合併浄化槽工事を行っていないこと

○自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。

○工事が平成30年３月15日㈭までに終了すること

補助金額

設置規模	新　築	改　築
5人槽	166,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	274,000円	548,000円

補助の対象とならない区域

公共下水道認可区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域

申問下水道課(☎0848－38－9232)

■一般不妊治療費の助成事業

一般不妊治療を受けた夫婦に対し、その治療費を一部助成しています。

対以下のすべてに該当する人

①市内に住所を有している人※市税滞納者を除く。

②一般不妊治療を開始した際、法律上の婚姻をしている夫婦(年齢不問)※治療を受ける夫・妻が別々に申請可。

③一般不妊治療にかかる他の自治体の助成を受けていない人

対象の治療　タイミング法、人工授精(第三者の精子卵子の提供や代理母妊娠は除く)、薬物治療、男性不妊治療(薬物・手術療法など)、治療の一環として行われる検査など

※体外受精・顕微授精を除く。

※医療機関は市内・外を問わない。

助成金額　自己負担額の２分の１の額(１人当たり年５万円を上限)

助成期間　最初の診療日の属する月から起算して２年間(年度ごとに申請が必要)

■医療機関が発行する領収書や診療明細書は、なくさずに保管しておいてください。

問健康推進課(☎0848－24－1961)

■市民活動支援事業の提案募集

市民の皆さんによるまちづくり活動を、補助金の交付で支援しています。

対市内在住か勤務している５人以上のグループ(NPO団体、町内会等の住民自治組織も含む)

■活動育成部門

補助内容　対象経費の２分の１以内(上限額初年度100万円、２年度75万円、３年度50万円)の最長３年まで

提案方法　所定の様式により提案

締５月17日(水)

審査方法　６月１日㈭に公開プレゼンテーションを実施

■活動スタート部門

補助内容　補助対象経費の60％以内(上限15万円を１年のみ)

※代表者を含む40歳以下の構成員の割合が半数を超える場合は、「若者チャレンジ」として補助対象経費の75％以内(上限15万円を１年のみ)。

提案方法　所定の様式により提案

締10月２日㈪

審査方法　随時書類審査を行い決定

※申請の相談は随時受け付けています。事前にお問い合わせください。

申問政策企画課(☎0848－38－9435)

■創業資金利子補給金

創業に係る資金の利子相当額を２年間補助します(年間上限30万円１回限り)。

対○市内に事業所を有している事業者

○(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金を受けて１年以内に創業した事業者、または創業後１年以内に融資を受けた事業者

○納税成績の良好な事業者

適用期間　平成32年３月31日までの融資実行分を対象※融資実行日から60日以内に申請。

申問商工課(☎0848－38－9182)

■尾道市中小企業融資制度

中小企業者の皆さんが資金調達を円滑にできるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して低利の融資制度を設けています。

対市内に事業所を有し、１年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者または事業協同組合など

補助内容　市が信用保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の利率より低い利率を設定

※一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補助する制度もあります。

申問商工課(☎0848－38－9182)

市内の金融機関

尾道商工会議所(☎0848－22－2165)

因島商工会議所(☎0845－22－2211)

尾道しまなみ商工会(☎0848－44－3005)

尾道しまなみ商工会御調支所(☎0848－76－0282)

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所(☎0845－27－2008)

■尾道市創業支援補助金

市内で新たに創業するための初期投資の一部を助成します。

対○市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者

○特定創業支援事業(*)を受けた証明書を有する人

○創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

補助内容　事業所開設の整備に要する経費の２分の１(上限50万円)(建物の改修か修繕の経費)

募集期間　６月２日㈮まで

※予算がなくなり次第終了。

(*)創業に必要な知識を身に付けられる、創業支援事業計画に位置付けられた商工団体等による継続的な支援。

申問商工課(☎0848－38－9182)